

現在、公的年金等を受給されており、市民税・県民税を納税する義務がある方は、年4回に分けて金融機関や市役所などで納めていただいています。

特別徴収制度の導入により、公的年金を支給する年金保険者が市民税・県民税を年金から引き落とし、市区町村へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれるとともに、市区町村の事務の効率化が図られるものと見込まれます。

公的年金からの特別徴収制度の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。



特別徴収とは、公的年金や給与の支払者が個人の市民税・県民税を公的年金や給与からあらかじめ差し引き、支払者が納める方法です。

普通徴収とは、個人が納付書や口座振替で市民税・県民税を納める方法です。

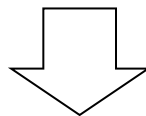
年税額とは、前年中の公的年金等の所得にかかる市民税・県民税と森林環境税の合計額です。

森林環境税とは、令和6年度より徴収が開始された年額1,000円の国税です。

これまでの納め方

例 年税額 65,000円

納付方法	個人での納付・口座振替 (普通徴収)			
	月	6月	8月	10月 1月
税額		17,000円	16,000円	16,000円 16,000円
算出方法	年税額を4回に分けて納付			

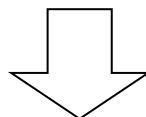


令和8年度の納め方

例 年税額 65,000円

納付方法	個人での納付・口座振替 (普通徴収)		年金からの引き落とし (特別徴収)		
	月	6月 8月	10月	12月	2月
税額		16,000円 16,000円	11,000円	11,000円	11,000円
算出方法	年税額の半分の2回に分けて納付		年税額の残り半分の3回に分けて公的年金から特別徴収		

公的年金からの特別徴収が10月からスタートします。



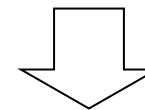
令和9年度以降の納め方

例 年税額 64,500円

納付方法	年金からの引き落とし (特別徴収)					
	月	4月	6月	8月	10月	12月 2月
税額		10,900円	10,800円	10,800円	10,800円	10,600円 10,600円
算出方法	前年度の年税額の半分の1/3ずつ			R9年度の年税額の残りを1/3ずつ		

これまでの納め方

年税額を4回に分けて、納付書または口座振替で納付していただいていた。

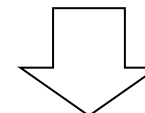


令和8年度（2026年度）の納め方 公的年金からの特別徴収の初年度

6月・8月は、年税額の半分の2回に分けて納付書または口座振替で納付していただきます。

【公的年金からの特別徴収が始まります】

10月・12月・2月は、年税額の残り半分の3回に分けて公的年金から特別徴収します。



令和9年度（2027年度）以降の納め方

4月・6月・8月は、前年度の年税額の半分の3回に分けて特別徴収します。（仮徴収）

10月・12月・2月は、年税額から仮徴収分を引いた残りの税額を3回に分けて特別徴収します。（本徴収）

対象となる方

令和8年（2026年）4月1日現在、65歳以上（昭和36年4月2日以前生まれ）で公的年金等（老齢基礎年金など）を受給している方

※次のいずれかに該当する方は、引き落としされません。

- ・公的年金の年額が18万円未満の方
- ・令和7年（2025年）中に公的年金の支払いを受けていない方
- ・公的年金から、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引いた額が、市民税・県民税額よりも少ない方
- ・介護保険料が年金から特別徴収されていない方

特別徴収の対象となる税額

公的年金から特別徴収される市民税・県民税は、公的年金等の所得にかかる税額です。

※給与・不動産・農業などの公的年金等以外の所得がある場合、その所得にかかる税額は給与からの特別徴収または普通徴収になります。

森林環境税について

市民税・県民税均等割を公的年金から特別徴収している場合、森林環境税は均等割とあわせて徴収することとされています。

問 公的年金受給者全員ですか

65歳以上の公的年金等を受給されている方で、公的年金等にかかる市民税・県民税がある方は対象になります。

問 自分で納付したいのですが、できますか

できません。対象となる方は全員、公的年金から特別徴収となります。

問 公的年金以外に給与の所得があります。市民税・県民税は全部公的年金から特別徴収されるのですか

公的年金からの特別徴収は、公的年金等にかかる市民税・県民税だけです。給与の所得にかかる市民税・県民税は給与からの特別徴収か、普通徴収になります。

問 公的年金以外に、農業や営業の所得がある場合はどうなりますか

公的年金等にかかる市民税・県民税は公的年金から特別徴収になり、農業や営業の所得にかかる市民税・県民税は普通徴収になります。

問 口座振替にしていますが、どうなりますか

公的年金からの特別徴収が始まるのは10月からです。6月・8月納付分は今までどおり、口座振替になります。

問 年金振込通知書等に記載されている個人住民税額とは何のことですか

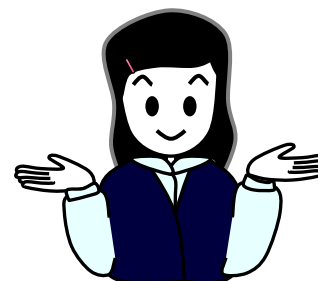
年金振込通知書等に記載されている個人住民税額とは、公的年金から特別徴収される市民税・県民税のことを指します。

問 年金を複数受給していますが、どの年金から特別徴収されますか

介護保険料が特別徴収されている公的年金から特別徴収されます。

65歳以上の方で公的年金を受給されている方にお知らせです。

特別徴収制度



令和8年（2026年）10月より
市民税・県民税・森林環境税の
公的年金からの引き落とし
が始まります。

《お問い合わせ先》

市民税課
(096)328-2183

（市民税・県民税）提出書類チェックシート

市民税・県民税申告書の提出については、原則郵送での申告をお願いします。

申告に必要なもの（郵送するときに同封するもの）

① 申告書を提出するすべての人が必要なもの	チェック欄
市民税・県民税申告書【提出用】（押印は不要です）	☐
本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の写し	☐

※提出書類をもとに、税額計算をおこないます。書類の提出漏れには、ご注意ください。

② 申告書の内容に応じて必要なもの

	項目	添付または提示すべき書類	チェック欄
収入に関する資料	給与	源泉徴収票又は給与明細など収入確認ができるもの	☐
	雑（公的年金）	源泉徴収票	☐
	雑（業務）	収入金額と経費の内容が分かるもの（報酬に係る支払調書、シルバー人材センターからの分配金支払調書など）	☐
	雑（その他）	収入金額と経費の内容が分かるもの（個人年金の支払証明書など）	☐
	営業	・収支内訳書（申告書裏面「く事業・不動産事業に関する事項」に記載する場合添付不要） ・収入・経費が分かる書類（報酬等の支払調書など）	☐
	農業		
	不動産		
	利子	国外で支払われる預金等の利子など、国内で源泉徴収されてないことが分かるもの	☐
	配当	配当にかかる支払通知書や特定口座年間取引報告書	☐
	総合譲渡	収入金額と経費の内容が分かるもの	☐
	一時	収入金額と経費の内容が分かるもの	☐
控除に関する資料 （年末調整時に提出済の資料は添付不要）	社会保険料控除	支払い金額が分かる書類（納付状況確認書、領収書、支払証明書など）	☐
	小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書	☐
	生命保険料控除	生命保険料控除証明書	☐
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書	☐
	寡婦・ひとり親控除	書類不要（被扶養者がいる場合、合計所得金額が扶養の範囲内か確認）	☐
	勤労学生控除	学生証の写し又は在学証明書の写し	☐
	障害者控除	各種等級の分かる手帳の写し又は障害者控除対象者認定書の写し	☐
	各種扶養控除	書類不要（被扶養者がいる場合、合計所得金額が扶養の範囲内か確認）※被扶養者が市外在住の場合に限り、マイナンバーがわかるものを添付	☐
	寄附金税額控除	寄附先や支払い金額が分かる書類（領収書、受領書、寄附金控除に関する証明書など）	☐
	雑損控除	災害などに関連して支出した金額についての領収書や補てん金額などが分かるもの	☐
	医療費控除	医療費控除の明細書、医療費通知（医療費のお知らせ）	☐
	セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）	セルフメディケーション税制の明細書	☐

※提出書類は写しでも構いません。書類は返却しませんのでご注意ください。

郵送・提出する前に確認をお願いします。

□氏名・住所・電話番号の記入漏れはないですか？
確認事項があった場合、お電話させていただく場合があります。日中に連絡が取れる電話番号をご記入ください。

□提出書類は全てそろってますか？
控除金額などの確認ができない場合は、控除が認められない場合があります。左のチェックシートを参考に書類の提出漏れがないかご確認ください。（チェックシートの提出は不要です。）

□申告書は「提出用」を提出していますか？
申告書（2枚複写）のうち「提出用」をご提出いただき、「本人控用」については保管をお願いいたします。
※返信用封筒を同封のうえ、「本人控用」を送付いただいた場合のみ、受付印を押印後に返送いたします。（宛名を記入し、所定の金額の切手を貼付ください。）

お問い合わせ先
〒860-8601
熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市 財政局 税務部 市民税課 ☎（096）-328-2183
（熊本市役所本庁舎2階91番窓口）

医療費控除の明細書は裏面にあります。

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名

「医療を受けた方」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入できます。

医療費の合計	A	ア+ウ	B	イ+エ	円
--------	---	-----	---	-----	---

支払った医療費	(合計)	円	A	←	
保険金などで補てんされる金額			B	←	
差引金額(A - B)	(赤字のときは0円)		C		
総所得金額等の合計額 (12欄の金額)			D	←	申告書表面12欄の額を記入します。
D × 0.05 (1円未満の端数切捨て)	(赤字のときは0円)		E		
E と10万円のいずれか 少ない方の金額			F		
医療費控除額(C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)		G	→	申告書表面24欄に転記します。

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
熊本 太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	15,000 円	円
〃	◇◇薬局	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	3,580	補てんされる金額があれば記入します。
熊本 花子	△△病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	6,780	
熊本 一郎	凹凸病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	4,500	

※左記明細書の欄が不足する場合は、コピーしてご利用ください。また、本市ホームページよりダウンロードもできます。市民税・県民税の申告においては、必要事項を記載した任意の様式でも提出できます。

令和8年度【令和7年(2025年)分】市民税・県民税 申告書の提出について

あなたの令和7年1月1日から12月31日までの収入に対する申告です。

令和8年度【令和7年(2025年)中の所得】申告については、本市から送付する市民税・県民税申告書に同封している返信用封筒にて、原則郵送での申告としております。その際は、添付資料を基に税額の計算を行いますので、資料の添付漏れにはご注意ください。

※申告書は「提出用」を郵送してください。「本人控」に受付印及び市からの返送が必要な場合は、市からの送付に使用する返信用封筒を同封してください。

返信用封筒には、あて先・あて名を記入し、切手を貼って送付してください。

やむを得ず、対面での申告相談を希望する方は、下記日程表のとおり、各区1箇所会場を設けますのでお越しください。都合がつかない場合は、いずれの会場でも申告受付・相談ができます。なお、混雑緩和のため、事前に申告書への記入をお願いします。

申告が必要な方

令和8年(2026年)1月1日現在、本市に住所がある方で令和7年(2025年)中の収入状況等が次に該当する方

- ・営業、農業、不動産、配当などの収入があった方
- ・給与所得者でその他の収入があった方
- ・日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
- ・退職し、再就職していない方(年末調整が済んでいない方)
- ・公的年金受給者で公的年金等の源泉徴収票に記載のある控除以外の控除がある方や他の収入があった方
- ・世帯主が市外へ単身赴任などで転出している家族の方
- ・遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた方
- ・雇用保険のみを受給していた方
- ・収入がなかった方(本市に住所がある親族に扶養されている方を除く)

申告の必要がない方

- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方
- ・収入が給与収入のみで勤務先から「給与支払報告書」が提出される方
- ・収入が公的年金のみで所得税控除の申告の必要がない方
- ・収入がなく、本市に住所がある親族に扶養されている方

所得税及び復興特別所得税の確定申告について

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、下の日程表の○印がついている会場において、還付申告のみ受け付けます。

次の申告が必要な方は、税務署が設ける確定申告相談会場での申告をお願いします。

- 営業等、農業、不動産所得のある方
- 所得税の納付が必要な方
- 譲渡(土地、建物、株式等の売却)所得のある方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 死亡した方の申告(準確定申告)をする方
- 令和6年(2024年)分以前の申告をする方
- 雑損控除を受ける方で計算書がない方

税務署が設ける確定申告相談会場について

会場：【中央区、西区、南区、北区の方】熊本城ホール 1階 展示ホールA / 【東区の方】熊本東税務署1階

開設期間：2月16日(月)から3月16日(月)まで(土日祝日を除きます。ただし、3月1日(日)は開設します。)

受付時間：午前9時から午後4時まで(熊本東税務署は午後3時まで)(オンラインでの事前予約があります。)

当日分は入場整理券の配布がなくなり次第、受付を終了する場合があります。)

※確定申告に関する詳細については国税庁HP(https://www.nta.go.jp)をご覧ください。

申告に必要なもの

- (1) 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(被扶養者分を含む)
- (2) 収入を証明できるもの
 - ・給与収入や公的年金等収入のある方は源泉徴収票や収入証明書等
 - ・帳簿、収支内訳書など(収入や必要経費などが確認できる書類)
- (3) 所得から控除する金額が確認できるもの(各種控除適用に必要なもの)
 - ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の支払証明書(確認書)又は領収書
 - ・生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の証明書
 - ・医療費控除を受ける方
 - ・医療費控除の明細書、医療費通知
 - ・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方
 - ・セルフメディケーション税制の明細書

※医療費控除(特例も含む)を申告する際は、領収書の添付は不要ですが、領収書は5年間ご自宅で保管してください。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
- ・寄附金の受領書
- ・雑損控除計算書(雑損控除を受ける方)

(4) 国外居住親族について扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は同一生計配偶者の適用を受けようとする場合は、親族関係書類と送金関係書類等

(5) 前年度の申告書や収支内訳書の控え など

マイナンバーカードで市民税・県民税の電子申告ができます！

お手持ちのマイナンバーカードとスマートフォンで市民税・県民税の申告ができます。

ご利用には、事前にマイナポータルのダウンロードとマイナンバーカードの2種類のパスワード(数字4桁、英数字6〜16文字)が必要です。

「税額シミュレーションシステム」で税額の試算・申告書の作成ができます！

源泉徴収票などの情報を入力し、プリンターで印刷すれば申告書が完成します。

作成した申告書は、関係書類とともに市民税課へ郵送等で提出してください。

※インターネットを介して申告データを提出することはできません。

令和8年度【令和7年(2025年)分】市民税・県民税申告相談日程表 ◎土曜日、日曜日及び祝日は行っておりません。

※会場への入場・番号札の配付は、午前9時からを予定していますが、状況によっては早めに受付を開始することもありますので、ご了承ください。

※各会場の午前中に受付する定員数は80名となります。定員数を超えた場合は、午後からの受付となります。

※前年度からの変更点

西区の会場が「西部公民館」から「西部交流センター(西区役所隣浴施設)」へと変更となっております。

北区の会場が「榎木文化センター」から「榎木中央公園運動施設(榎木病院横体育館)」へと変更となっております。

区	確定申告	会 場	対象校区(地区)	期 日	受付時間	区	確定申告	会 場	対象校区(地区)	期 日	時 間
中央区	×	熊本市役所 2階市民税課窓口	城東、壺川 碩谷、五福 向山、出水 砂取、出水南 白川、大江、託麻原 白山、本莊 春竹、一新 廣徳、帯山 帯山西、馬髪	3月2日(月) 3月3日(火) 3月4日(水) 3月5日(木) 3月9日(月) 3月10日(火) 3月11日(水) 3月12日(木) 3月13日(金)	午前9時～11時半 午後1時～4時半	南区	○	富合公民館 研修室 (アスバル富合)	日吉、日吉東 川尻、城南 力合、力合西 田迎、田迎西 田迎南、御幸 銭塘、川口、奥古閑、中緑 龜田西、龜田南、龜田東 塚原、東阿高、東阿高団地、鰐瀬、旭が丘団地、土鹿野、舞原、陳内、丹生宮、島田、才木	2月12日(木) 2月13日(金) 2月16日(月) 2月17日(火) 2月18日(水) 2月19日(木) 2月20日(金) 2月24日(火)	午前9時半～11時半 午後1時～3時半
			尾ノ上、桜木、若葉、泉ヶ丘、桜木東 託麻西、月出、山ノ内、秋津、健軍東 託麻東、託麻北、東町、画園、健軍 西原、託麻南、長嶺	3月9日(月) 3月10日(火) 3月11日(水) 3月12日(木)	午前9時半～11時半 午後1時～3時半				さんさん、下宮地、城南団地、一ノ町、二ノ町、金屋町、築地、六田、赤見、上宮地、中宮地、出水、阿高、旭町、田尻、南田尻、本原、平原、碓江 御船手、杉島、島場、小岩瀬、菰江、莎崎、国町、清瀬、上杉、釈迦堂、大町、榎津、廻江、志々木、西田尻、古閑、新	2月26日(木) 2月27日(金)	
東区	×	東部公民館 2階大ホール	託麻西、月出、山ノ内、秋津、健軍東 託麻東、託麻北、東町、画園、健軍 西原、託麻南、長嶺	3月9日(月) 3月10日(火) 3月11日(水) 3月12日(木)	午前9時半～11時半 午後1時～3時半	北区	○	榎木中央公園 運動施設 体育館棟2階 多目的室 (榎木病院横)	川上 西里、北部東 榎木、武蔵、楠 龍田、龍田西、弓削 清水 城北、高平台 榎木、麻生田 吉松、田底 田原、山本 山東 菱形、大和 桜井	1月26日(月) 1月27日(火) 1月28日(水) 1月29日(木) 1月30日(金) 2月2日(月) 2月3日(火) 2月4日(水) 2月5日(木) 2月6日(金) 2月9日(月) 2月10日(火)	午前9時半～11時半 午後1時～3時半
西区	○	西部交流センター 多目的室 (西区役所隣)	古町、高橋、中島、春日、池上 城西、小島、河内、芳野 白坪、池田 城山、花園	3月2日(月) 3月3日(火) 3月4日(水) 3月5日(木)	午前9時半～11時半 午後1時～3時半						

お願い

○会場内の入場制限により、受付後会場外でお待ちいただく場合があります。

※上記各区の申告期間は、各申告会場に市民税課職員が出向するため、市民税課・各区役所税務室窓口では受付・相談はご遠慮ください。上記の各会場で申告・相談をお願いします。

○交通事情等により、指定の会場及び期日での申告が困難な方は、他区の会場及び校区日でも申告できます。ただし、中央区、東区の会場では確定申告の受付はできませんのでご注意ください。

○駐車場には限りがあり、大変混雑しますので公共交通機関をご利用ください。

○医療費控除や収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収証などの合計は、事前に計算してお越しください。

※表中「確定申告」の欄に「×」のついた会場では、確定申告の受付はできません。

※例年、午前中は大変混み合います。14時以降にお越しくださいますと、比較的待たずに受付ができる場合があります。

【お問合せ先】市民税課 ☎096-328-2183 ※市民税・県民税申告についてのお問い合わせは各会場や各区税務室ではお答えできませんのでご注意ください。

※申告書は複写式になっておりますので、「本人控用」の裏面へのご記入の際は、「提出用」から切り離してご使用ください。

分離課税に関する事項

短期譲渡所得、長期譲渡所得、株式等の譲渡所得、山林所得、先物取引がある場合に記入します。記入方法の詳細については、市民税課にお尋ねください。

寄附金に関する事項

(領収書の提示または、添付が必要です。)

令和7年(2025年)中に控除対象となる寄附金をお支払いされた方は記入します。

所得がなかった方の記入について

所得がなかった方は令和7年(2025年)中の生活状況を記入してください。

1 ……仕送りを受けていた

2 ……非課税年金などを受給していた

3 ……生活保護法に基づく生活扶助を受けていた

4 ……その他(1から3に該当しない場合。※預貯金で生活していたなど)

所得金額調整控除に関する事項

以下の【所得金額調整控除適用対象者】のうち、1の条件に該当する場合記入してください。

※1のアカラウに該当する者を表面の⑧もしくは⑨に記入、または裏面⑫に記入した場合は記載不要です。

【所得金額調整控除適用対象者】

1 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアカラウのいずれかに該当する場合

ア特別障害者に該当する

イ年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

＜調整額＞

所得金額調整控除額

=〔給与の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)〕－850万円〕×10%

2 給与と所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与と所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える者

＜調整額＞

所得金額調整控除額

=〔給与と所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)〕+〔公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)〕－10万円

事業・不動産に関する事項

事業・不動産所得の収入、支出の内訳を記入します。(平成26年1月から事業所得等を有するすべての方は、記帳・帳簿等の保存が必要です。)

必要経費は、事業に使用したものです。家庭で支出したものは含みません。共同で使用しているものがある場合は普段の使用割合で分けて算入します。

〔専従者控除額の計算式〕

専従者控除前所得(⑥－㉔)÷(専従者人数+1)

※上限額は配偶者86万円、その他50万円になります。

減価償却は購入日が平成19年3月31日以前か平成19年4月1日以降かで計算が異なります。平成19年3月31日以前は、旧定額法及び均等償却します。平成19年4月1日以降は、定額法で償却します。詳しくは市民税課へお尋ねください。

分離課税に関する事項

所得の種類 所得の生ずる場所 ④収入金額 ⑤必要経費 ⑥差引金額(④－⑤) ⑦特別控除額 ⑧所得金額(⑥－⑦)

給与所得の内訳

月 日給 勤務日数 月 収

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

賞 与 等

合 計

法人番号又は所在地 勤務先名称 電話番号

扶養控除追加記入欄

氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所

所得金額調整控除に関する事項

氏名 氏名 氏名

配当所得に関する事項

配当所得の種類 収入金額 必要経費

寄附金に関する事項

寄附先名称 金額

所得金額調整控除に関する事項

氏名 氏名 氏名

事業・不動産所得に関する事項

所得の種類(営業) 所得の生ずる場所(熊本市中央区手取町1番1号)

科 目 決算額 科 目 決算額

売上金額 減価償却費 雇人費 利子割引料 地代・家賃 消耗品費 雑引除額(②+③-④) 差引金額 租税公課 水道・光熱費 旅費・交通費 通信費 広告・宣伝費 接待・交際費 損害保険料 修繕費

※①を表面①の収入金額へ、⑤+⑥を表面⑤必要経費欄へご記入ください。

計 算 書

資産の種類 取得年月 ①取得価格 ②償却の基礎金額 耐用年数 ③償却率 ④償却期間 ⑤償却額 ⑥事業専用割合 ⑦必要経費算入額 未償却残高

貨物車 R2年3月 2,000,000 2,000,000 5年 0.2 12/12月 400,000 100% 400,000 66,667

軽自動車 R6年4月 800,000 800,000 4年 0.25 9/12月 150,000 50% 75,000 650,000

※必要経費算入額の合計を⑦へご記入ください。

市民税・県民税・森林環境税の計算方法

所得合計額

－

控除合計額

=

課税総所得金額(課税標準額)

×

市民税の税率8%

⇒

市民税所得割額

－

市民税調整控除

=

市民税配当控除

①課税総所得金額等が1,000万円以下の部分配当所得の2.24%

②課税総所得金額等が1,000万円超の部分配当所得の1.12%

－

住宅借入金等特別税額控除

－

寄附金税額控除

－

配当割額・株式等譲渡所得割額

+

市民税均等割額3,000円

+

森林環境税1,000円

=

年税額

所得合計額

－

控除合計額

=

課税総所得金額(課税標準額)

×

県民税の税率2%

⇒

県民税所得割額

－

県民税調整控除

=

県民税配当控除

①課税総所得金額等が1,000万円以下の部分配当所得の0.56%

②課税総所得金額等が1,000万円超の部分配当所得の0.28%

－

住宅借入金等特別税額控除

－

寄附金税額控除

－

配当割額・株式等譲渡所得割額

+

県民税均等割額1,500円

+

森林環境税1,000円

=

年税額

非課税の所得基準

〔1〕所得割・均等割・森林環境税非課税対象者

ア 令和8年(2026年)1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

イ ひとり親、寡婦、障害者、未成年者で令和7年(2025年)中の合計所得金額が135万円以下の人

ウ 令和7年(2025年)中の合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)+10万円(単身の場合のみ加算)

〔2〕所得割非課税対象者

令和7年(2025年)中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+32万円(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)+10万円(単身の場合のみ加算)

※〔1〕及び〔2〕の扶養親族は年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限りです。

(4)

(1)

原則郵送での申告をお願いします。 ※郵送でご提出の場合は関連書類（コピー可）の添付をお願いします。（申告会場にはできるだけ記入のうえお越してください。）

既に印字されている申告書については、改めて記入する必要はありません。
※令和8年（2026年）1月1日時点の住所が異なる場合は、二重訂正のうえ余白
に新しい住所をご記入ください。

令和8年度【令和7年(2025年)分】市民税・県民税申告書(提出用)

[illegible]

															控					除					額						
所得税を 控除する 金額に 関する事項	① 雑損控除		損害原因		損害を受けた資産の種類		損害金額		被災金など受取られる金額		宅内盗難以外の災害に係る被害金額		23		5	0	3	0	0	0	0										
			水害		火災		6,000,000		120,000																						
	特例（※該当した場合は昭和44年1月1日以前）		被災される金額		総所得金額などの5%か10万円のうち多い方の割合は12,000円								24		1	5	0	0	0	0											
	☐		300,000		50,000		100,000																								
	③ 社会保険料控除		国民健康保険料		後期高齢者医療保険料		国民年金保険料		介護保険料		その他の保険料		13		1	4	0	0	0	0	0										
			100,000						10,000		30,000																				
	④ 小規模企業共済等総合控除		掛金の種類		支払掛金		100,000		掛金の種類		支払掛金		14		1	0	0	0	0	0	0										
					15,000		新個人年金保険料の計				介護医療保険料の計		30,000																		
	⑤ 生命保険料控除		財生命保険料の計		20,000		旧個人年金保険料の計		15,000																						
			地産保険料の計		30,000		旧長期間障害保険料の計		5,000																						
⑥ 地震保険料控除		☐ 専続控除（離婚・死別・生死不明・未帰還）																													
⑦ 本人が学んだ教育費の特別控除		☐ ひとり親権控除		☐ 勤労学生控除（学校名）																											
⑧ 配偶者控除・配偶者特別控除・同居一生活配者		氏名		熊本 ひばり		生年月日		平成31年1月2日		性別		女		身体・精神・療育（3級）・認定（特・普）																	
		個人番号		2		3		4		5		6		7		8		9		0											
⑨ 扶養控除（特定扶養親族特別控除）		氏名		熊本 大介		生年月日		令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度		子の		別		身体・精神・療育（3級）・認定（特・普）		1		3		1		0		0		0		0			
		個人番号		3		4		5		6		7		8		9		0		1		2		3		4		5		6	
扶養基礎控除		氏名		熊本 梅		生年月日		令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度		子の		別		身体・精神・療育（3級）・認定（特・普）		4		3		0		0		0		0		0		0	
		個人番号		4		5		6		7		8		9		0		1		2		3		4		5		6		7	
26 控除合計		氏名		熊本 次郎		生年月日		令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度		子の		別		身体・精神・療育（2級）・認定（特・普）		7		8		3		4		0		0		0		0	
		個人番号		5		6		7		8		9		0		1		2		3		4		5		6		7		8	

扶養親族が書ききれない場合は追加の扶養控除追加記入欄にて記入ください。また、別居の扶養親族がいる場合は裏面に再掲してください。

給与・公的年金等に課する所得について（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法 ☐ 給与から差引（特別徴収） ☐ 自分で納付（普通徴収）

扶養控除は、配偶者以外の親族で合計所得金額が58万円以下でかつ事業専従者でない方を扶養している場合に適用されます。(16歳未満の扶養控除はありません)。特定親族特別控除は、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除く)がある場合には、その総所得金額等から右表のとおり控除額を控除します。ただし、その親族等の合計所得金額が58万円超123万円以下で、控除対象扶養親族に該当しない場合に限りです。

また、扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は障害者控除が加算されます。障害者控除の適用を受ける場合は、手帳の提示をお願いします(本人及び、配偶者について、障害者控除を受ける場合も同様)。

※16歳未満の扶養親族がある場合もご記入ください。

4名以上の扶養親族がいる場合または別居の扶養親族がいる場合は、裏面㊦扶養控除追加記入欄に記入します。
※国外居住親族については、以下の要件に該当する方が対象となります。

(1)年齢29歳以下または年齢70歳以上の者
(2)年齢30歳以上69歳以下のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者
①留学②障害者③38万円以上の生活費等の支払いを受ける者
(3)扶養控除・特定親族特別控除と裏面㊦扶養控除追加記入欄両方に記入します。

扶養控除、特定親族特別控除、障害者控除の控除額は右表をご参照ください。

種類	内 容
特定	平成15年1月2日～平成19年1月1日に生まれた人（19歳以上23歳未満）
老人	昭和31年1月1日以前に生まれた人（70歳以上）
同居老親	老人扶養親族のうち本人または配偶者の直系尊属で同居を常況としている人
16歳未満	平成22年1月2日以降に生まれた人
一般扶養	上記以外の人

親族等の合計所得金額		特定親族特別控
58万円超	95万円以下	45万円
95万円超	100万円以下	41万円
100万円超	105万円以下	31万円
105万円超	110万円以下	21万円
110万円超	115万円以下	11万円
115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円

種類	内 容
普通	・身体障害者手帳3級以下 ・精神障害者保健福祉手帳2級以下 ・療育手帳B ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて普通障害と認められた人
特別	・身体障害者手帳1・2級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・療育手帳A ・戦傷病者手帳 ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて特別障害と認められた人
同居特別	同居の配偶者または、扶養親族で上記の特別障害の要件を満たしている場合

後日、市民税課から申告書の内容確認で問合せをさせていただくことがあります。
できるだけ、**日中連絡のとれる電話番号**をご記入ください。

給与収入の内訳は勤務先から交付される源泉徴収票をもとに記入します。

交付を受けていない場合は裏面の④給与所得の内訳に月収等を記入のうえ、合計金額を支払元
こに収入内訳に記入します。給与収入の合計は収入金額欄のカに記入します。

次にカ の金額をもとに給与所得を計算します。給与所得の算式は下表のとおりです。

※所得金額調整控除の適用がある方については、裏面⑤所得金額調整控除に関する事項をご確
認ください。

給与収入 (X)	給与所得の金額	
～ 650,999 円	0 円	
651,000 ～ 1,899,999 円	X - 650,000 円	
1,900,000 ～ 3,599,999 円	X ÷ 4 = Y (千円未満端数切捨)	Y × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 ～ 6,599,999 円		Y × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 ～ 8,499,999 円	X × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 ～	X - 1,950,000 円	

●**公的年金等所得**
公的年金等収入は各年金支払元から送付される源泉徴収票をもとに記入してください
(複数ある場合はその合計)。

受給者が 65 歳未満(昭和 36 年1月2日以降生まれ)				
		公的年金等以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
公的年金受取収入金額 X	～ 1,299,999円	X - 600,000円	X - 500,000円	X - 400,000円
	1,300,000～4,099,999円	0.75X - 275,000円	0.75X - 175,000円	0.75X - 75,000円
	4,100,000～7,699,999円	0.85X - 685,000円	0.85X - 585,000円	0.85X - 485,000円
	7,700,000～9,999,999円	0.95X - 1,455,000円	0.95X - 1,355,000円	0.95X - 1,255,000円
	10,000,000～ 円	X - 1,955,000円	X - 1,855,000円	X - 1,755,000円

受給者が 65 歳以上(昭和 36 年1月1日以前生まれ)				
		公的年金等以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
公的年金収入金額	～ 3,299,999円	X - 1,100,000円	X - 1,000,000円	X - 900,000円
	3,300,000～ 4,099,999円	0.75X - 275,000円	0.75X - 175,000円	0.75X - 75,000円
	4,100,000～ 7,699,999円	0.85X - 685,000円	0.85X - 585,000円	0.85X - 485,000円
	7,700,000～ 9,999,999円	0.95X - 1,455,000円	0.95X - 1,355,000円	0.95X - 1,255,000円
	10,000,000～ 円	X - 1,955,000円	X - 1,855,000円	X - 1,755,000円

原稿料、講演料など副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものがある場合記入します。
 「収入金額」-「必要経費」
●その他（個人年金など上記２つ以外のもの）
 「収入金額」-「必要経費（個人年金の場合は掛金など）」
 公的年金等に係る雑所得金額、業務に係る雑所得金額及びその他の雑所得金額の合計が雑所得金額になります。

営業等、農業、不動産の所得の計算は「収入金額」-「必要経費」=「所得金額」です。
これらの所得は裏面クの「事業・不動産所得に関する事項」に収入、支出の内訳を記入します。

国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得を記入します。

5. 配当所得

株式・出資金など配当による所得を記入します（裏面アに再掲してください）。

機械装置、ゴルフ会員権、骨董品などを売った際の所得金額を記入します。

生命保険契約にかかる返戻金や借家の立退料などが該当します。

所得計算式は 収入金額－必要経費等－特別控除（上限 50 万円）
※特別控除後の金額の 2 分の 1 が課税対象です。

給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある場合は、その所得に係る税の納付方法を選択してください。

所得

○ 必要経費の各科目の具体例等

雇 人 費	⑧	常雇・臨時雇人などの労賃・報酬など(現物支払分も含む)
小 作 料・賃 借 料	⑨	①農地の賃借料、②農地以外の土地、建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設利用料
減 価 償 却 費	⑩	建物、農機具、車両、搾乳牛などの償却費(耐用年数で複数年に分けて償却していきます。)
貸 倒 金	⑪	売掛金などの貸倒損失
利 子 割 引 料	⑫	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
租 税 公 課	イ	①事業税、固定資産税(土地、建物、償却資産)、自動車税(取得税、重量税を含む。)、不動産取得税などの税金、②協同組合費などの公課 ※所得税及び復興特別所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
種 苗 費	ロ	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用
素 畜 費	ハ	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥 料 費	ニ	肥料の購入費用
飼 料 費	ホ	飼料の購入費用
農 具 費	ヘ	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用 上記以外は減価償却費となります。
農 薬 衛 生 費	ト	農薬の購入費用や共同防除費
諸 材 料 費	チ	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
修 繕 費	リ	農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用 ただし、資産価値を高める修繕は減価償却費となります。
動 力 光 熱 費	ヌ	電気料、水道料、軽油・重油・ガソリンなどの燃料費
作 業 用 衣 料 費	ル	作業衣、長靴などの購入費用
農 業 共 済 掛 金	ヲ	水稻、果樹、家畜、農業用倉庫などに係る共済掛金
荷 造 運 賃 手 数 料	ワ	出荷の際の包装費用、運賃や出荷(荷受)機関に支払う手数料(ライスセンターの利用料など)
土 地 改 良 費	カ	土地改良事業の費用や客土費用
水 利 費	コ	水田用水の費用
雑 費	ソ	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費

○ 減価償却費 法定耐用年数一覧表

種 類			細 目	耐用 年数	
農業用倉庫（納屋）	木造		倉庫用・作業場用のもの	15	
	木骨モルタル造		〃	14	
	鉄骨鉄筋コンクリート造		〃	38	
	金属 軽 量 鉄 骨	骨格材の肉厚4mm超		〃	31
		〃 3mm超 4mm以下		〃	24
		〃 3mm以下		〃（一般的）	17
	簡易建物	木製主要柱が10cm角以下でトタンぶきのもの		10	
掘立造のもの及び仮設のもの		7			

種 類	細 目	耐用 年数
ビニール ハウス	構築物のもの（支柱基礎あり）	14
	構築物以外のもの	10
車両 （一般用）	軽貨物自動車、軽トラック	4
	貨物自動車（ダンプ式）	4
	貨物自動車（普通トラック）	5
	上記以外のもの	6
暗きよ、 農用井戸	土管を主としたもの （一般的）	10

用 途		細 目	耐用年数	
			H19.3.31 以前取得	H19.4.1 以後取得
農 業 用 機 械 (機 具)	トラクター	トラクター	8	7
	耕運整地用機械(機具)	耕運機、管理機、ロータリー、ハロー(代掻機)、サブソイラー、プラウ、あぜ塗り機など	5	
	栽培管理用機械(機具)	田植機、ブロードキャスター、ライムソー、たい肥散布機、は種機、中耕除草機(カルチ)など		
	防除(消毒)用機械(機具)	散粉機(ミスト)、動力噴霧機など		
	穀類収穫調製用機械(機具)	自脱型コンバイン(一般的)、バインダー、ハーベスター、稲わら収穫機(自走式のものを除く。)など	8	
その他のもの 普通型コンバイン、穀物乾燥機、粃すり機など				

減価償却計算方法

○定額償却の場合(耐用年数により計算)※平成19年3月31日以前に購入した場合
取得価格×9.0%÷耐用年数×使用月数÷12月×事業専用割合
※取得年月が平成19年3月31日以前ならば取得価格×90%=基礎金額となります
(例) 19年2月に農業用倉庫(取得価格130万)を購入した場合

次年度以降は
前年度の未償却残高－(ト)

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	イ 取得価格 円	ロ 償却の基礎 金額 (イ)×90% 円	償却 方法	耐用 年数 年	ハ 償却率は 改定償却率	ニ 本の年 償 期中間 月	ホ 本年分の 普通償却費 (ロ)×(ハ)×(ニ) 円	ヘ 特 償 却 別 費 円	ト 本年分の 償却費合計 (ホ)＋(ヘ)	チ 事業専 用割合 %	リ 本年分の必要 経費算入額 (ト)×(チ) 円	ヌ 未償却残高 円	要 摘
木造モルタル(店舗用)		H19・2	1,300,000	1,170,000	旧定額	20	0.050	$\frac{12}{12}$	58,500		58,500	100	58,500	193,375	

○定額償却の場合(耐用年数により計算)※平成19年4月1日以降に購入した場合
取得価格(=基礎金額)÷耐用年数×使用月数÷12月×事業専用割合
※取得年月が平成19年4月1日以降ならば取得価格が基礎金額となります
(例) 2025年中に乗用型トラクター(取得価格130万)を購入した場合

初年度は
取得金額－(ト)

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	イ 取得価格 円	ロ 償却の基礎 金額 円	償却 方法	耐用 年数 年	ハ 償却率は 改定償却率	ニ 本の年 償 期中間 月	ホ 本年分の 普通償却費 (ロ)×(ハ)×(ニ) 円	ヘ 特 償 却 別 費 円	ト 本年分の 償却費合計 (ホ)＋(ヘ)	チ 事業専 用割合 %	リ 本年分の必要 経費算入額 (ト)×(チ) 円	ヌ 未償却残高 円	要 摘
乗用型トラクター	1台	R7・6	1,300,000	1,300,000	定額	7	0.143	$\frac{7}{12}$	108,442		108,442	100	108,442	1,191,558	

○一括償却の場合(取得価格20万以下、耐用年数3年で計算)
取得価格÷3年×事業専用割合
(例) 2025年中に動力運搬車(取得価格18万)を購入した場合

次年度以降は
前年度の未償却残高－(ト)

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	イ 取得価格 円	ロ 償却の基礎 金額 円	償却 方法	耐用 年数 年	ハ 償却率は 改定償却率	ニ 本の年 償 期中間 月	ホ 本年分の 普通償却費 (ロ)×(ハ)×(ニ) 円	ヘ 特 償 却 別 費 円	ト 本年分の 償却費合計 (ホ)＋(ヘ)	チ 事業専 用割合 %	リ 本年分の必要 経費算入額 (ト)×(チ) 円	ヌ 未償却残高 円	要 摘
動力運搬車	1台	R7・2	180,000	180,000	一括	3	$\frac{1}{3}$		60,000		60,000	90	54,000	120,000	

令和8年度【令和7年(2025年)分】収支内訳書（農業所得用・提出用）

住 所		業 種 名		依 頼 税 理 士 等	事 務 所 在 地	
		農 園 名			氏 名	
		電 話 番 号			電 話 番 号	

令和 年 月 日

(自 月 日 至 月 日)

科 目			金額（円）	科 目			金額（円）			
収入金額	販 売 金 額		①	経 費	そ の 他 の 経 費	修 繕 費		リ		
	家事消費 事業消費 金額		②			動 力 光 熱 費		又		
	雑 収 入		③			作 業 用 衣 料 費		ル		
	小 計 （①+②+③）		④			農 業 共 済 掛 金		ヲ		
	農産物の 棚卸高	期首	⑤			荷造運賃手数料		ワ		
		期末	⑥			土 地 改 良 費		カ		
	計 （④－⑤＋⑥）		⑦			水 利 費		ヨ		
経 費	雇 人 費		⑧				タ			
	小作料・賃借料		⑨				レ			
	減 価 償 却 費		⑩				ソ			
	貸 倒 金		⑪			雑 費	ツ			
	利 子 割 引 料		⑫		経 費	農産物 以外の 棚卸高	期首	ネ		
		租 税 公 課	イ				期末	ナ		
		種 苗 費	ロ			経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用		ラ		
	素 蓄 費		ハ			小 計 （イ～ネまでの計－ナ－ラ）		⑬		
	その他の経費	肥 料 費				ニ	経 費 計 （⑧～⑫までの計＋⑬）		⑭	
		飼 料 費				ホ	専従者控除前の所得金額 （⑦－⑭）		⑮	
		農 具 費				ヘ	専 従 者 控 除		⑯	
		農 薬 生 費			ト	所 得 金 額 （⑮－⑯）		⑰		
		諸 材 料 費			チ	⑰のうち、肉用牛について 特例の適用を受ける金額				

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日 数 延 日	現 金	合 計	源泉徴収税額
		現 物 円		
		円	円	円
そ の 他 (人 分)				
計				

○小作料・賃借料の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	小作料、賃 借料等の別	面積・数量	支 払 額
		a・kg	円
		a・kg	

○事業専従者の氏名等

氏 名 (生 年 月 日)	続 柄	従 事 月 数	専従者給与(控除)額
(年 月 日)		月	円
(年 月 日)			
(年 月 日)			
(年 月 日)			
		延べ従事月数	

○収入金額の明細

農産物等の 種類品名等		作付面積 (飼育 頭羽数)	販 売 金 額	自家消費 事業消費 金 額	農 産 物 の 棚 卸 高				農産物等の 種類品名等	作付面積 (飼育 頭羽数)	販 売 金 額	自家消費 事業消費 金 額	農 産 物 の 棚 卸 高				
					期 首		期 末						期 首		期 末		
					数 量	金 額	数 量	金 額					数 量	金 額	数 量	金 額	
田		a	円	円	kg	円	kg	円	特殊施設		m ²	円	円	kg	円	kg	円
									B 小計								
									農産物(A+B)	耕作面積	a						
畑									畜産物その他		頭羽			雑収入の内訳	区 分		金 額
													円				
	A 小計								C 小計							合 計	
								合計(A+B+C)									

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取 得 (成熟) 年 月	イ 取 得 価 格	ロ 償却の基礎 になる金額	償 却 方 法	耐用 年 数	ハ 償却率 又は 改定償却率	ニ 本年中の償却 期 間	ホ 本年分の普通 償却費 (ロ×ハ×ニ)	ヘ 特 別 償 却 費	ト 本年分の償 却費合計 (ホ+ヘ)	チ 事業専 用割合	リ 本年分必要 の経費参入額 (ト×チ)	ヌ 末償却残高 (期末残高)	摘 要
		年 月	円			年		12 月	円	円	円	%	円	円	
		.						12							
		.						12							
		.						12							
		.						12							
		.						12							
		.						12							
		.						12							

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の 名称	取得・生産 ・定植等の 年月日	イ 前年からの 繰越額	育成費用の明細					ト 本年中に成 熟したもの の取得価格	チ 翌年への繰 越額(イ+ヘ +ト)	ロ、ハ、ホの 欄の金額の 計算方法
			ロ 本年中の 種苗費、種付 料、素蓄費	ハ 本年中の肥 料、農薬等の投 下費用	ニ 小 計 (ロ+ハ)	ホ 育成中の果 樹等から生じた 収入金額	ヘ 本年に取得 価格に加算する 金額(ニ-ホ)			
計										

◎本年中における特殊事情

令和8年度【令和7年(2025年)分】収支内訳書（農業所得用・本人控え用）

住 所		業 種 名		依 頼 事 務 所 所 在 地	
フリガナ		農 園 名		氏 名	
氏 名		電 話 番 号		電 話 番 号	

令和 年 月 日

(自 月 日 至 月 日)

科 目			金額（円）	科 目			金額（円）	
収入金額	販 売 金 額		①	経 営 費	修 繕 費		リ	
	家事消費 事業消費 金額		②		動 力 光 熱 費		又	
	雑 収 入		③		作 業 用 衣 料 費		ル	
	小 計 （①+②+③）		④		農 業 共 済 掛 金		ヲ	
	農産物の 棚卸高	期首	⑤		荷造運賃手数料		ワ	
		期末	⑥		土 地 改 良 費		カ	
	計 （④－⑤+⑥）		⑦		水 利 費		ヨ	
経 費	雇 人 費		⑧	経 費			タ	
	小作料・賃借料		⑨				レ	
	減 価 償 却 費		⑩				ソ	
	貸 倒 金		⑪		雑 費		ツ	
	利 子 割 引 料		⑫		農産物 以外の 棚卸高	期首	ネ	
		租 税 公 課	イ			期末	ナ	
		種 苗 費			ロ	経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用		ラ
	素 蓄 費		ハ		小 計 （イ～ネまでの計－ナ－ラ）		⑬	
	その他の経費	肥 料 費			ニ	経 費 計 （⑧～⑫までの計+⑬）		⑭
		飼 料 費			ホ	専従者控除前の所得金額 （⑦－⑭）		⑮
		農 具 費			ヘ	専 従 者 控 除		⑯
		農 薬 生 費			ト	所 得 金 額 （⑮－⑯）		⑰
		諸 材 料 費			チ	⑰のうち、肉用牛について 特例の適用を受ける金額		

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日 数 延 日	現 金	合 計	源 泉 徴 収 税 額
		現 物 円		
		円	円	円
そ の 他 (人 分)				
計				

○小作料・賃借料の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	小作料、賃 借料等の別	面積・数量	支 払 額
		a・kg	円
		a・kg	

○事業専従者の氏名等

氏 名 (生 年 月 日)	続 柄	従 事 月 数	専従者給与(控除)額
(年 月 日)		月	円
(年 月 日)			
(年 月 日)			
(年 月 日)			
延べ従事月数			

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等		作付面積 (飼育頭羽数)	販売金額	自家消費 事業消費 金 額	農 産 物 の 棚 卸 高				農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	販 売 金 額	自家消費 事業消費 金 額	農 産 物 の 棚 卸 高				
					期 首		期 末						期 首		期 末		
					数 量	金 額	数 量	金 額					数 量	金 額	数 量	金 額	
田		a	円	円	kg	円	kg	円	特殊施設 B 小計	m	円	円	kg	円	kg	円	
畑									農産物(A+B)	耕作面積 a							
									畜産物その他 C 小計	頭羽			雑収入の内訳	区 分		金 額	
											円						
	A 小計								合計(A+B+C)					合 計			

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得 (成熟) 年月	イ 取得価格	ロ 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	ハ 償却率 又は 改定償却率	ニ 本年中の 償却期間	ホ 本年分の普通 償却費 (ロ×ハ×ニ)	ヘ 特 別 償 却 費	ト 本年分の償 却費合計 (ホ+ヘ)	チ 事業専 用割合	リ 本年分必要 の経費参入額 (ト×チ)	ヌ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年 月	円			年		12月	円	円	円	%	円	円	
		.						12							
		.						12							
		.						12							
		.						12							
		.						12							
		.						12							
		.						12							

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の 名称	取得・生産 ・定植等の 年月日	イ 前年からの 繰越額	育成費用の明細					ト 本年中に成 熟したもの の取得価格	チ 翌年への繰 越額(イ+ヘ +ト)	ロ、ハ、ホの 欄の金額の 計算方法
			ロ 本年中の 種苗費、種付 料、素蓄費	ハ 本年中の肥 料、農薬等の投 下費用	ニ 小 計 (ロ+ハ)	ホ 育成中の果 樹等から生じた 収入金額	ヘ 本年に取得 価格に加算する 金額(ニ-ホ)			
計										

◎本年中における特殊事情

償却資産について

お問合せ先:熊本市財政局 税務部 固定資産税課 ☎(096)328-2195

(1) 償却資産とは

法人や個人で事業をされている方(例:工場や商店などの経営、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業、漁業、酪農、畜産業などを営まれている方)が、その事業のために用いている土地・家屋以外の構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬機、工具・器具・備品などをいいます。

(2) 償却資産の申告について

毎年1月1日現在で所有している償却資産について、その所有者はその資産の所在地である市町村に資産の多少に関わらず申告しなければなりません。

(3) 対象となる資産

1 構築物	看板、広告塔、庭園、舗装路面、外構、擁壁、ビニールハウス、基礎のない簡易な建物、ショーウィンドウ、受変電設備、屋外照明設備、LAN配線など
2 機械・装置	各種製造設備等の機械及び装置、建設機械、機械式駐車場設備、太陽光発電設備など
3 船舶	漁船、作業船、一般船舶、モーターボート、ヨット、ボート、遊覧船など
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5 車両・運搬具	大型特殊自動車(クレーン車、ショベルカー、ブルドーザーなど)、その他運搬車など
6 工具・器具・備品	机、椅子、エアコン、パソコン、金庫、コピー機、陳列ケース、各種工具、防犯カメラなど

※家屋として課税されている建物、自動車税・軽自動車税の対象となる車両・農業用機械(トラクターやコンバインなど)、コンピュータのソフトウェア等は課税対象となりません。

※店舗や事務所を借りて事業をされている方で、内装・造作、電気・給排水・衛生設備等を施工している場合は、償却資産として申告が必要です。

(4) 課税標準額の算出方法

1月1日現在に所有している償却資産について、資産ごとに取得年月、取得価格、耐用年数に基づき評価額を算出し、それぞれの評価額を合計したものが課税標準額(課税標準の特例を受ける場合は軽減後の額)となります。

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - R × 1/2)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - R)
R・・・耐用年数に応じた減価率	1-R・・・減価残存率

※課税標準額に税率(1.4%)を乗じたものが税額(相当額)となります。

その他のお知らせ

■空き家をお持ちの方へ

空き家は所有者等(所有者、管理人、所有者が亡くなっている場合は相続人)が適正に管理しましょう。

熊本市では、空き家の売却・管理・解体・リフォームをサポートする制度を用意しています。

○空き家バンク(売る・貸す)

○熊本市空き家相談員(無料相談)

○管理事業者の紹介(見守り・管理代行)

○空き家の解体やリフォームの補助

○譲渡所得の特別控除(売却時の税負担軽減)

○セミナー・無料相談会

【お問合せ先】空家対策課 ☎(096)328-2514



熊本市 空き家対策

↑ スマホで検索!

■戸建木造住宅の耐震化について

事業対象となる住宅に対する専門家の派遣や工事費の一部補助などを行っています。

○耐震診断士派遣事業(最初の耐震診断)

○耐震改修等事業:各種補助メニュー

→改修による耐震化、建替えによる耐震化など

※詳しくは、担当課のホームページを参照ください



熊本市 耐震化

↑ スマホで検索!

■【熊本地方務局からのお知らせ】

令和6年(2024年)4月1日から「相続登記」の義務化がはじまっています。

相続や遺贈によって、不動産(土地や建物)の所有権を取得したことを知った日から、3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

なお、令和6年4月1日以前に発生した相続は、令和9年3月31日までに、登記を申請する必要があります。

詳細については、熊本地方務局ホームページを御覧ください。



法務省 所有者不明

納税者の皆様へ

＜令和8年度(2026年度)分の固定資産税等に関するお知らせ＞

令和8年度(2026年度)の固定資産税・都市計画税の納税通知書をお届けします。

納税通知書の4～7枚目(口座振替用は3～6枚目)に、土地・家屋の課税明細を記載しています。ただし、所有資産が区ごとに21件以上(土地・家屋合わせて)の方には、別途、課税明細書を送付します。

(この課税明細書は、資産証明書の内容と同じですので、確定申告時の資料としてもご使用いただけます。)

【固定資産税・都市計画税について】 お問合せ先:熊本市財政局 税務部 固定資産税課 ☎(096)328-2195

1 固定資産税について

- (1) 固定資産税は毎年1月1日(賦課期日)現在で固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人が、その固定資産の評価額をもとに算出された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。
- (2) 固定資産税の課税標準額は、評価額をもとに算出されます。評価額は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて決定し、固定資産課税台帳に登録されます。
- (3) 土地と家屋の評価額については、3年ごとに評価替えを行います。
- (4) 熊本市税条例第50条に規定された要件を満たし、必要があると認められるものについては、固定資産税の減免措置があります。詳しくは固定資産税課までお問い合わせください。

2 都市計画税について

- (1) 都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税されます。
- (2) 課税対象となる資産は、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋です。(償却資産には都市計画税は課税されません。)

3 税額の算出について



【納付についてのお知らせ】

お問合せ先:熊本市財政局 税務部 納税課 ☎(096)328-2204

1 口座振替について

- (1) 現在、納付書払いの方で口座振替への変更を希望される方は、web口座振替受付サービスでお申込みいただくか、お送りした納税通知書の最終ページの「口座振替依頼書(申込書)」または、金融機関の窓口へ備え付けの申込み用紙でお申込みください。
※ 複数の区に固定資産を所有されている方は、区ごとに口座振替のお申込みが必要となりますので、ご注意ください。
- (2) ゆうちょ銀行の自動払込を希望される場合は、郵便局窓口においてある申込書でお申込みください。
(市外の方でゆうちょ銀行の自動払込を希望される場合は、熊本市財政局税務部 納税課までご連絡ください)
- (3) 現在、口座振替をご利用の方で、売買や相続などにより、令和8年(2026年)中に土地・家屋の名義変更(共有者の変更を含む)をされた場合は、令和9年度(2027年度)から新しい所有者に課税されるため、口座振替はご利用いただけなくなります。新たに口座振替のお手続きが必要になります。
- (4) 口座振替の注意事項については、お送りした納税通知書の最終ページ(現在納付書払いの方のみ)の「口座振替依頼書(申込書)」または金融機関の窓口へ備え付けの申込書の裏面をご覧ください。
- (5) 口座振替で納付された方にお送りしていた「口座振替済通知書」は、令和6年度(2024年度)をもって発送を廃止いたしました。振替結果については、預貯金通帳の記帳によりご確認ください。

2 地方統一QRコード(eL-QR)を利用した納付について

納付書に印字されたeL-QRを利用して、下記の場所・方法で納付ができます。

- (1) 全国の地方税統一QRコード対応金融機関
- (2) スマホ決済アプリ
- (3) 地方税お支払サイト(クレジットカード払い、インターネットバンキング等)
※ eL-QRを利用した納付の詳細は、熊本市HP(納税課)または地方税お支払サイトでご確認ください。
「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



【地方税お支払サイト】

【お問合せ先】熊本市役所 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

■窓口受付時間:午前9時00分～午後4時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

■電話受付時間:午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

■土地・家屋・償却資産の
課税内容についてのお問合せは
熊本市財政局税務部
固定資産税課 ☎(096)328-2195



【固定資産税課】

■納付書払・口座振替・クレジットカード納付等
お支払いについてのお問合せは
熊本市財政局税務部
納税課 ☎(096)328-2204



【納税課】

土地の課税のしくみ

お問合せ先:熊本市財政局 税務部 固定資産税課 ☎(096)328-2195

(1) 評価

土地の評価は、地方税法の規定に基づき総務大臣が定めた固定資産評価基準により、地目別に評価を行います(宅地については、地価公示価格等の7割を目途として評定します。)。評価上の地目は登記地目によらず賦課期日(1月1日時点)の現況地目により、地積は原則として登記簿に登記されている地積によります。

評価の見直し(評価替え)は、3年に一度の基準年度に行うこととされており、令和6年度(2024年度)に評価の見直しを行いました。なお、この見直しの価格は、土地の地目の変換や分合筆などが行われない限り、原則として令和8年度(2026年度)まで据え置かれます。ただし、価格の下落が認められる地域の土地については、基準年度の価格にその下落状況を反映させる修正を加えて、評価の適正化を図ります。

(2) 課税標準額

原則として、土地の価格(評価額)が課税標準額となります。

(3) 税率

固定資産税 1.4% 都市計画税 0.3%

※ 課税標準額に税率を乗じたものが税額(相当額)となります。

(4) 特例措置(住宅用地・市街化区域農地の特例) ※ 税負担の軽減を図ります。

住宅用地・市街化区域農地については、税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置がとられています。

ただし、住宅用地の面積については家屋の床面積の10倍までが上限になります。

区分	住宅用地(市街化区域農地)の特例率	
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地(住宅用地のうち1戸あたり200㎡までの部分)	価格の1/6	価格の1/3
一般住宅用地(小規模住宅用地以外の住宅用地)	価格の1/3	価格の2/3
市街化区域農地	価格の1/3	価格の2/3

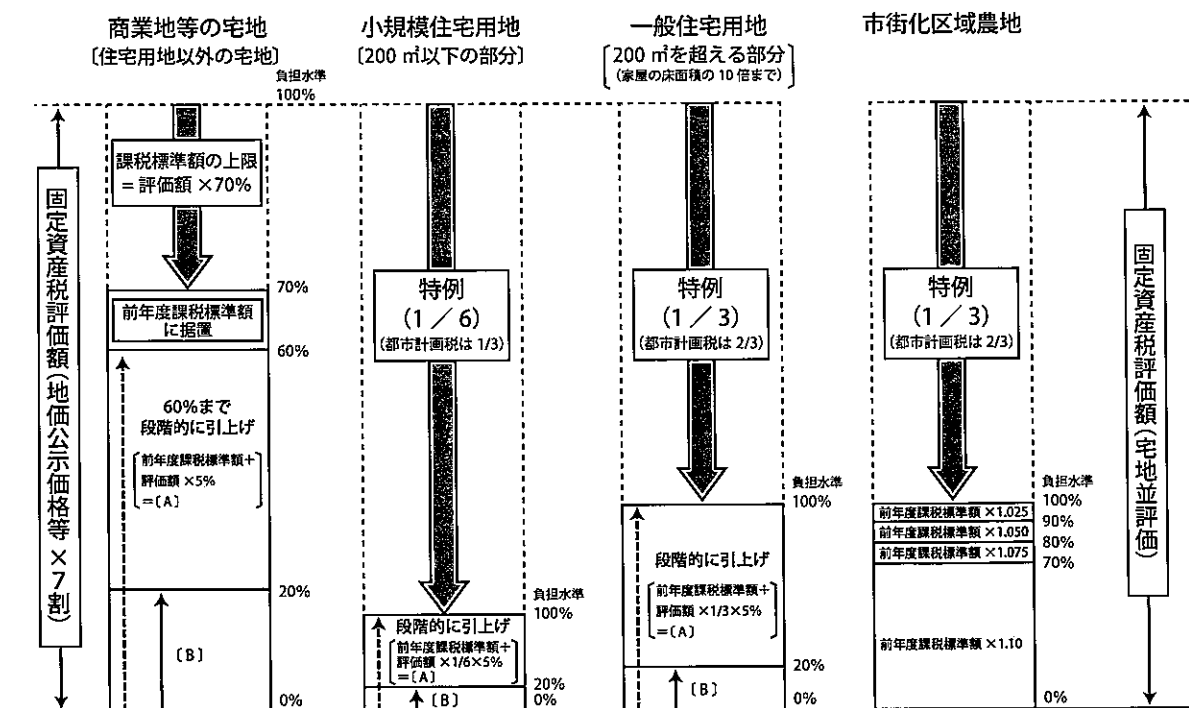
(5) 税負担の調整措置

税負担の公平性の観点から、課税標準額及び税負担が急激に上昇することを防ぐため、負担調整措置がとられています。価格(評価額)が据え置かれている場合でも、負担水準の低い土地については、段階的に税負担が上昇します。

令和8年度(2026年度)の負担調整措置については、次の商業地等の宅地、小規模住宅用地、一般住宅用地、市街化区域農地の区分ごとに、負担水準に応じた負担調整措置がとられています。

$$\text{負担水準の算式} \quad \text{負担水準} = \frac{\text{令和7年度(2025年度)課税標準額}}{\text{令和8年度(2026年度)評価額} \times \text{住宅用地(市街化区域農地)特例率}}$$

【土地の負担調整措置イメージ】



- ◎ 商業地等の宅地
 - ・[A]が評価額の60%を上回る場合は評価額×60%を課税標準額とし、評価額の20%を下回る場合は評価額×20%[B]を課税標準額とする。
- ◎ 小規模住宅用地・一般住宅用地
 - ・[A]が評価額×住宅用地特例率の100%を上回る場合は、評価額×住宅用地特例率を課税標準額とする。
 - ・[A]が評価額×住宅用地特例率の20%を下回る場合は、評価額×住宅用地特例率×20%[B]を課税標準額とする。

家屋の課税のしくみ

お問合せ先:熊本市財政局 税務部 固定資産税課 ☎(096)328-2195

(1) 評価

家屋の評価は、地方税法の規定に基づき総務大臣が定めた固定資産評価基準により、再建築価格を基礎に行います。

【新築・増築家屋】 評価額 = 再建築価格 × 経年減点補正率

▶再建築価格 評価対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費のことです。

▶経年減点補正率 家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

【既存の家屋】

評価の見直し(評価替え)は、3年に一度の基準年度に行うこととされており、令和6年度(2024年度)に評価の見直しを行いました。

この見直しの価格は、新たな増築等がない限り、原則として令和8年度(2026年度)まで据え置かれます。

(2) 課税標準額

原則として、家屋の価格(評価額)が課税標準額となります。

(3) 税率

固定資産税 1.4% 都市計画税 0.3%

(4) 住宅の減額措置

種別	内容
新築住宅に対する減額措置	新築された住宅が、一定の条件に当てはまる場合は、住居として用いられている部分の床面積の120㎡相当分を上限として、固定資産税額が2分の1減額されます。 【適用期間】 ・一般の住宅……新築後3年度分 ・3階建て以上の中高層耐火住宅等……新築後5年度分 ※長期優良住宅の認定を受けている場合は、適用期間が一般の住宅は新築後5年度分、3階建て以上の中高層耐火住宅等は新築後7年度分に延長されます。 なお、新築した年の翌年の1月31日までに申告が必要となります。
バリアフリー改修に対する減額措置	新築された日から10年以上を経過した住宅について、補助金等を除く自己負担額が50万円を超える一定のバリアフリーの改修工事を行い、改修後の床面積が一定の条件に当てはまる場合、一戸当たり100㎡相当分を上限として、翌年度分の固定資産税額が3分の1減額されます。原則として、工事完了後3ヵ月以内に申告が必要となります。
耐震改修に対する減額措置	昭和57年(1982年)1月1日以前に新築された住宅について、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行い、工事費が50万円を超える場合、一戸当たり120㎡相当分を上限として、翌年度分の固定資産税額が2分の1(長期優良住宅の認定を受けている場合は3分の2)減額されます。原則として、工事完了後3ヵ月以内に申告が必要となります。
熱損失防止(省エネ)改修に対する減額措置	平成26年(2014年)4月1日以前から所在する住宅について、補助金を除く自己負担額が60万円を超える一定の熱損失防止の改修工事を行い、改修後の床面積が一定の条件に当てはまる場合、一戸当たり120㎡相当分を上限として、翌年度分の固定資産税額が3分の1(長期優良住宅の認定を受けている場合は3分の2)減額されます。原則として、工事完了後3ヵ月以内に申告が必要となります。
長寿命化に資する大規模工事を行ったマンションに対する減額措置(マンション長寿命化促進税制)	マンション管理適正化法に基づく管理計画の認定を受けたマンションにおいて、令和5年(2023年)以降に適用要件を満たす長寿命化に資する一定の大規模修繕工事の完了及びその他の要件を満たす場合、申告手続きを行うと翌年度分の固定資産税額が3分の1減額されます。原則として、工事完了後3ヵ月以内に申告が必要となります。

■固定資産税の届出をお忘れなく

固定資産税は、1月1日(賦課期日)に家屋等を所有している方にかかる税金です。毎年度の課税対象を正しく把握するため、下記に該当し、未登記の場合は固定資産税課までご連絡ください。

- 家屋を新・増・減築した場合
- 家屋の用途を変更した場合
- 家屋を解体した場合

市税のお支払いは **口座振替**がおすすめ！



なんで
おすすめなの？

一度の登録で、
自動引き落とし！
納付忘れを防げます！
手数料はかかりません！



対象
税目

固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)
市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、軽自動車税(種別割)

4ステップで登録できるWeb申し込みはこちら

ステップ①



納税通知書と
預貯金通帳を準備する

ステップ②



QRコードを
読み取る

ステップ③



税目を選ぶ
※税目ごとに
手続きが必要です

ステップ④



案内に従って
操作する

金融機関
窓口でも
OK！

必要
なもの

① 納税通知書



② 預貯金通帳 ③ 届出印



口座振替がで
きる金融機関
は、右のQR
コードからご確
認ください。



注意
事項

- ◎ 手続完了後、口座振替の開始前に「口座振替開始通知書」をお送りします。
※「**口座振替開始通知書**」に記載された**口座振替の開始期**をご確認ください。
- ◎ 口座振替の開始期より前の期は、従前の納付方法で納付してください。
- ◎ 口座振替の場合、領収証書は発行されません。
- ◎ 市税Web口座振替受付サービスの対象外の金融機関がありますので、詳しくは熊本市のホームページをご確認ください。

その他の納付方法は裏面へ



キャッシュレス納付



スマートフォン決済アプリで納付

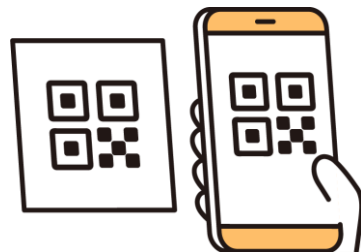
ステップ① 納付書を準備する



ステップ② アプリを起動する



ステップ③ 納付書表面のQRコードを読み取り決済する



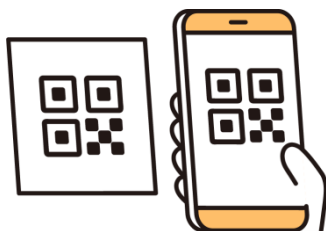
クレジットカードなどで納付

ステップ① 地方税お支払サイトにアクセスする



地方税お支払サイト

ステップ② 納付書表面のQRコードを読み取り決済する



ステップ③ 納付方法を選択し案内に従って納付する

- (1) クレジットカード
- (2) インターネットバンキング
- (3) 口座振替ダイレクト方式
- (4) ペイジー(ATM等)

注意事項

- ◎納付書に記載された納期限を過ぎるとキャッシュレス納付はできません。金融機関または熊本市窓口で納付書を持参し、現金での納付をお願いします。
- ◎スマートフォン決済アプリによっては、手数料がかかるものやチャージ方法の制限があります。事前にご確認ください。
- ◎クレジットカード納付は、納付額に応じたシステム利用料(納付者負担)が必要となります。
- ◎納付後に納付書を使用して二重納付しないようにご注意ください。
- ◎キャッシュレス納付では、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア、熊本市窓口で納付書を使用し、現金で納付してください。

現金での納付

金融機関で



金融機関一覧

コンビニで



納付書にバーコードが印刷されている場合は、全国のコンビニエンスストアで納付できます。
※納期限を過ぎた場合はご利用できません。

熊本市窓口で



- ◎熊本市役所納税課(本庁舎2階)
- ◎各区役所税務室
- ◎各総合出張所

詳しくは熊本市ホームページを確認

お問い合わせ先: 熊本市役所納税課(電話:096-328-2204)



軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に次の税率の全額が課税されます

軽自動車税は、（普通）自動車と異なり、**月割課税（還付）制度はありません。**
そのため、4月1日現在、軽自動車等を所有されていた場合で、当該年度の4月2日以降に廃車申告又は名義変更（譲渡）をされても、当該年度分の軽自動車税の全額を納付していただく必要があります。なお、4月2日以降に、軽自動車等を取得（譲受）された場合は、当該年度分の軽自動車税は課税されません。

1 令和8年度 軽自動車税の税率について

- ◆ 軽自動車税の賦課基準日は、4月1日です。
軽自動車税は、4月1日に軽自動車等をお持ちの所有者に次表の税率がかかります。
- ◆ 原動機付自転車、二輪バイク、小型特殊自動車の税率

種 別	原動機付自転車						小型特殊自動車		軽自動車	二輪の 小型 自動車
	第一種 一般原付	第一種 特定小型	新基準 原付	第二種 乙	第二種 甲	三輪以上	農耕 作業用	その他	軽二輪	
	50cc以下 又は 0.6kW以下	電動キック ボード 0.6kW以下	50cc超 125cc以下 かつ最高出力 4.0kW以下	90cc以下 又は 0.8kW以下	125cc以下 又は 1.0kW以下	ミニカー 50cc以下	トラクター・ コンバイン等 制限なし	フォーク リフト等 制限なし	250cc以下	250cc超
税 率	2,000円			2,000円	2,400円	3,700円	2,400円	5,900円	3,600円	6,000円
手続き・ 問合せ先	市民税課 熊本市役所2階 096-328-2181 各区役所内税務室（いずれも市外局番は096） 東税務室 367-9138 西税務室 329-1174 南税務室 357-4143 北税務室 272-1114 又は、各総合出張所								熊本運輸支局 熊本市東区東町4丁目 14番35号 050-5540-2086	

- ◆ 三輪・四輪以上の軽自動車の税率

種 別	軽三輪 (660cc以下)	軽 四 輪 (660cc 以 下)			
		乗 用		貨 物 用	
		自 家 用	営 業 用	自 家 用	営 業 用
グ リ ー ン 化 特 例	約75%軽減	1,000円	2,700円	1,800円	1,300円
	約50%軽減	2,000円 (乗用営業用のみ)	適用なし	3,500円	適用なし
排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両で、最初の新規検査が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの車両について、グリーン化特例（軽課）が適用されます。					
旧税率	3,100円	7,200円	5,500円	4,000円	3,000円
平成27年3月31日以前に最初の新規検査を行った車両に対して適用されます。					
新税率	3,900円	10,800円	6,900円	5,000円	3,800円
平成27年4月1日以降に最初の新規検査を行った車両に対して適用されます。					
重 課	13年超	4,600円	12,900円	8,200円	6,000円
4月1日時点で、最初の新規検査から13年を経過している車両に対して適用されます。 (平成25年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両)					
手続き・ 問合せ先	軽自動車検査協会熊本事務所 熊本市東区東本町16番3号 050-3816-1758				※税に関する問合せは上表の 市民税課へお願いします。

2 継続検査（車検）時における納税証明書の提示が原則不要となりました

納税情報の電子化により、継続検査（車検）をする場合に必要だった納税証明書の提示が原則不要となりました。ただし、次に当てはまる場合は、引き続き車検用納税証明書の提示が必要です。

- ・ 納付直後（納付後、おおむね3週間以内）に車検を受ける場合
- ・ 中古車として購入直後、又は車両の名義変更等手続終了直後に車検を受ける場合
- ・ 対象車両に係る軽自動車税に未納があった場合

3 軽自動車税の減免制度について

障害のある方などが所有する軽自動車等については、一定の条件を満たす場合、その車両に係る軽自動車税が免除されます。

◆申請期限

令和8年6月1日（月） （納期限）

この期限を過ぎますと、減免事由に該当していても、減免は受けられません。

また、すでに軽自動車税をお支払い済の場合も、減免を受けることができません。

◆身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のうち一定の障害等級等に該当する方又は当該障がい者と生計が同一の方が所有又は使用する軽自動車等（自家用車に限る。）

★令和8年度より障害者手帳をお持ちの方に対する減免要件が緩和されました。

減免が適用される障害等級すべてにおいて当該障がい者と生計同一の方が納税義務者である車両や、当該障がい者のために生計同一の方が運転する場合でも減免申請ができるようになりました。

【手続きに必要なもの】

① お持ちの障害者手帳すべて

② 別住所の生計同一者が所有もしくは運転する場合は、当該障がい者と生計を一にしていることが分かるもの
（例）扶養していることが確認できる確定申告書控え、源泉徴収票、マイナ保険証など

※マイナ保険証の場合は、マイナポータルからログインしたうえで資格情報から扶養者氏名が確認できる画面を提示してください。

障害があることを理由に減免できる車両は、普通自動車とあわせて、障がいのある方お1人に対し1台のみです。減免事由に該当する障害等級は限定されていますので、あらかじめ市民税課へお尋ねください。

◆その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

【手続きに必要なもの】

車両が身体障害者等のために利用できる構造となっていることがわかるもの（次の※①又は※②）

※① その車両が構造変更したことのわかる写真3～4枚（ナンバープレートと身障者用の構造となっている部分が写っているもので、車全体を写したもの）

※② 8ナンバーの軽自動車、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」などと記載されている車両は、※①に代えて車検証（写し可。電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）の提示
改造箇所が助手席の昇降装置のみの場合は、減免の対象となりません。

◆申請場所

市民税課（熊本市役所2階）及び各区役所（東・西・南・北）内税務室

各申請場所の電話番号については、裏面中央の手続き・問合せ先をご確認ください。

4 よくあるお問合せ

◆ Q1 廃車（申告）を行ったのに、納税通知書が届きました。納税の義務はありますか？

A1 軽自動車税は、4月1日現在の所有者の方に課税します。4月1日までに廃車申告又は名義変更のお手続きがお済みでなかったことが考えられます。4月1日現在、所有者であれば納税義務はあります。

◆ Q2 原動機付自転車が盗まれました。手元にありませんが、どうすればいいですか？

A2 速やかに最寄りの警察署か交番で盗難届を提出してください。そこで伝えられる受理番号を控えうえで、裏面中央の手続き・問合せ先の場所にて、廃車申告をしてください。

◆ Q3 所有している軽自動車は変わらないのに、税率が昨年度より高くなりました。なぜですか？

A3 **初度検査年月から13年が経過すると、翌年度以降の税率が高くなります。**詳しくは、裏面下部記載の「重課」欄をご確認ください。

◆ Q4 車両の所有者が亡くなりました。何か手続きは必要ですか？

A4 軽自動車税は、車両の所有者に課税しますので、所有者がお亡くなりになられた場合は、所有者変更のお手続き（名義変更）をしていただくようお願いいたします。手続き場所は、裏面の車両種別により異なります。

◆ Q5 熊本のナンバープレートが付いた軽四輪を所有していますが、県外への転勤に伴い、軽四輪も引っ越しと同時に熊本県外へ持って行きました。熊本のナンバープレートを付けたままでいいですか？

A5 お引越し先にある管轄の軽自動車検査協会にてナンバープレートと車検証の変更手続きをしてください。

◆ Q6 電動キックボードや農耕用トラクターなどは、公道を走らなければ課税されませんか？

A6 軽自動車税は、公道の走行に関係なく車両を所有していることで課税されます。申告がお済みでない方は、速やかに裏面中央の手続き・問合せ先の場所にて、新規登録の申告をしてください。

過誤納金還付口座振込依頼書 記入例

過誤納金還付口座振込依頼書

熊本市長 (宛)

年 月 日

過誤納金還付口座振込依頼書

過誤納番号

処理コード 熊本市 0 通知書番号

住所又は所在地 熊本市中央区手取本町1-1

電話番号 (日中の連絡先を記入してください) 096-328-2204

納税義務者 氏名又は名称 熊本 太郎

● 下記(1)・(2)・(3)のいずれかの還付方法の中からお選びください。

それぞれの還付方法については別紙をご確認のうえお手続きをお願いいたします。

※(1) 公金受取口座を利用するにチェックされた方で、(2)もしくは(3)でも申込をされた場合は、(2)もしくは(3)での申込を優先いたします。

(1) 公金受取口座への還付を希望の方(口座名義人と納税義務者が同一の場合に限りです。)

☐ 公金受取口座の利用を希望する。

※ご利用いただくにあたり、公金受取口座登録が必要です。

登録がお済でない方は、マイナポータルよりご登録の上、ご返送ください。

なお、相続人、納税管理人、個人事業所、法人の方は、公金受取口座への還付はご利用いただけませんので、(2)もしくは(3)にて申送ください。

(2) 電子申請での還付口座登録を希望の方

下記のいずれかの方法により熊本市HPへアクセスし、お手続き下さい。

(1) 右のQRコードを読み取る

(2) 熊本市HPへアクセス

⇒ 熊本市HP内 ”キーワード検索” にて「市税還付金」と検索

QRコード

(3) 上記以外の方法で還付口座登録を希望の方(太線の中をご記入ください。)

以外 の 金融 機関	○×	銀行	信金	農協	信組	金融機関コード	支店コード
	△△	本店	支店	出張所	預金種目	口座番号	
					1 普通	0	1
					2 当座	2	3
						4	5
						6	

金融機関コード	通帳記号	通帳番号(右づめ)
9900		

口座名義人	フリガナ	クマモト タロウ
	氏名	熊本 太郎

※今後同じ税目に還付金が発生したときは、今回申送いただいた口座へ還付いたします。

(口座名義人と納税義務者が同一の場合に限りです。)

納税義務者様以外の口座への還付を希望の場合、委任状もご記入ください。

委任状

還付金の受領を(口座名義人氏名) に委任します。

記入日をご記入ください。

日中、連絡のとりやすい連絡先をご記入ください。

マイナンバーカードに紐づいている「公金受取口座」のご登録が完了している場合のみご利用が可能です。

ご利用できる方が限られていますので、「裏面の1」をご参照ください。

ゆうちょ銀行かその他の金融機関をお選びいただき、口座情報をご記入ください。※口座番号は「右づめ」

口座名義人の氏名を「通帳どおり」にご記入ください。

納税義務者と口座名義人の氏名が異なる場合は必ず「委任状」をご記入ください。

公金受取口座への還付を希望の場合、チェックしてください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらかをお選びください。

- 《提出前の確認事項》 ※申請内容にあわせて、再度ご確認をお願いいたします。
- ☐ (1) 公金受取口座の利用を希望の場合⇒マイナポータルで登録を行った/登録済を確認した。
- ☐ (3) ゆうちょ銀行/その他金融機関を希望の場合⇒口座情報、口座名義人氏名・フリガナを記入した。
- ☐ 納税義務者氏名と口座名義人が一致していることを確認した。
- ☐ 納税義務者氏名と口座名義人が一致しない場合は、委任状に氏名(口座名義人)を記入した。

市税の過誤納金還付口座振込依頼書に関する注意事項

1 公金受取口座をご希望の方

(1) ご利用いただける対象者

- ・ 納税義務者と口座名義人が同一の方
- ・ 共有名義（〇〇 〇〇 外×名）の場合の代表者の方

※相続人代表者、納税管理人、個人事業所の方につきましてはご利用いただけません。
また、法人もご利用いただけませんのでご注意ください。

(2) 注意事項

- ・ ご利用にはマイナポータルから公金受取口座の登録をしていただく必要がございます。登録がない場合お振り込みができませんのでご確認をお願いいたします。
⇒登録方法につきましてはデジタル庁HPをご確認ください。



(デジタル庁HP)

2 電子にて還付口座申請をご希望の方

(1) ご利用いただける対象者

- ・ 納税義務者と口座名義人が同一の方
- ・ 共有名義（〇〇 〇〇 外×名）の場合の代表者の方
- ・ 相続人代表者、納税管理人、個人事業所（ただし代表者のみに限ります。）の方

※相続人代表者・納税管理人に関しましては、本市に届け出をされている方に限ります。



“市税還付金”と入力

<ご利用方法>

①過誤納金還付口座振込依頼書に記載のQRコードを読み込むか、熊本市HP内、右上の「さがす」をクリックしていただき、キーワード検索で、“市税還付金”と検索してください。

②HP上に記載の外部サイト（LoGoフォーム）よりご申請ください。

3 郵送にて還付口座申請をご希望の方

- ・ 還付が発生しているすべての方がご利用いただけます。

※納税義務者と、お振り込みを希望される口座の名義人が異なる場合は“委任状”のご記入が必要となります。必ずご記入の上ご返送ください。

納税義務者以外への還付を希望の場合、委任状をご記入ください。	
委任状	
還付金の受領を	過誤納金還付口座振込依頼書の下部にありますに委任します。

ご不明な点がございましたら、
熊本市役所 納税課（096-328-2204）までご連絡ください。